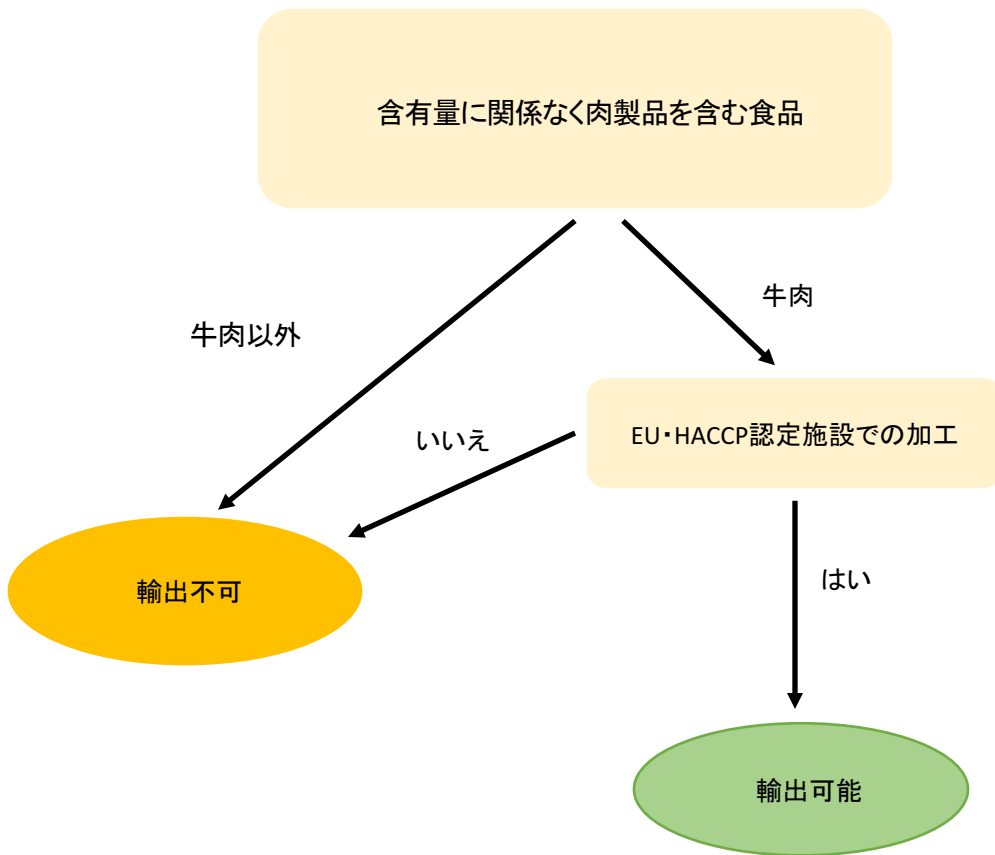


# EU 混合食品のフローチャート

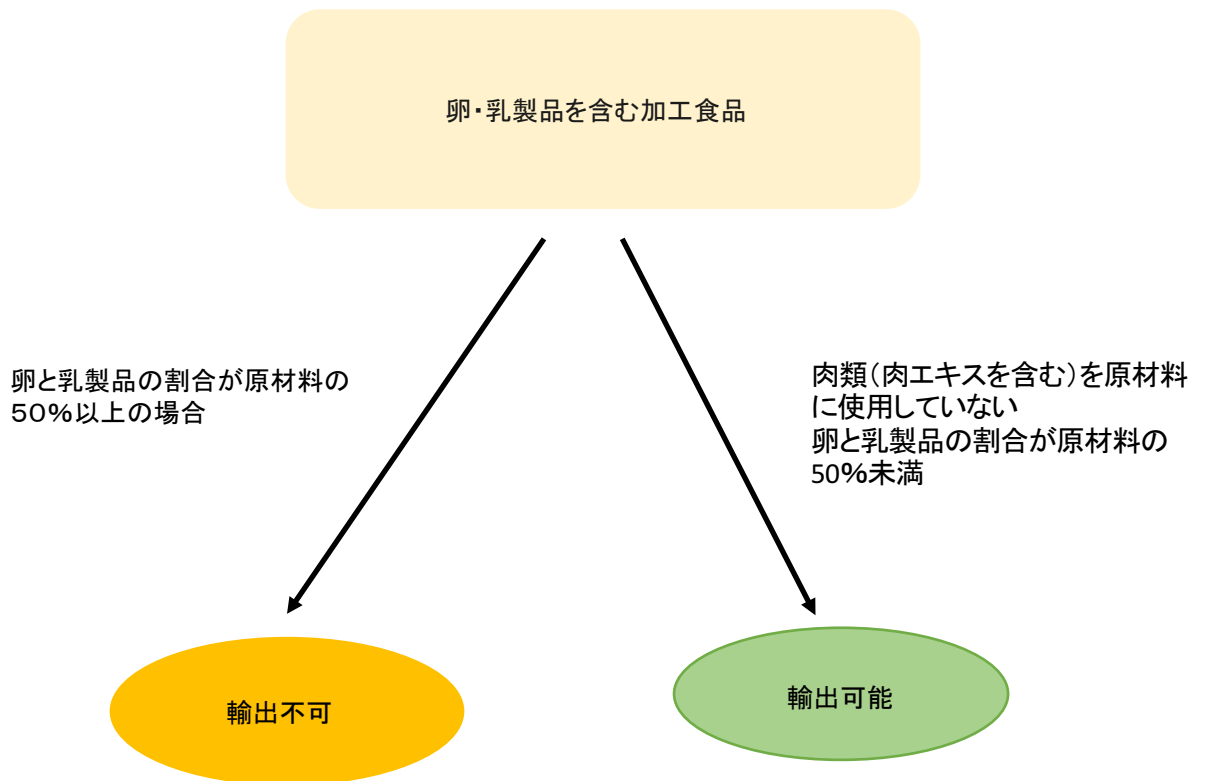
JETRO 2019年5月更新「動物性原材料を含む食品のEU向け輸出に関する規制について」参照

## 肉製品(肉エキス)を含む混合食品の場合



- ・政府が発行する衛生証明書の添付が必要
- ・輸入時に動物検疫が必要

## 卵・乳製品を含む混合食品の場合



## 魚介類を含む混合食品の場合

### 魚介類を含む加工食品

原材料に含まれる魚介類が50%未満かつ動物性原材料が50%未満の場合。

輸出可能

- ・魚介類が日本産であり、日本で加工されている。EU・HACCP認定施設での加工は必須ではない。
- ・政府が発行する衛生証明書の添付は不要。
- ・輸入時の動物検疫は対象外

原材料に含まれる魚介類が50%未満だが、動物性原材料が50%以上の場合

輸出可能

- ・魚介類が日本産であり、EU・HACCP認定施設で加工されていることが必要。
- ・政府が発行する衛生証明書は必要ないが、動物性原材料がEU・HACCP認定施設で加工されていることを商業文書などで証明が必要
- ・輸入時に動物検疫が必要

原材料に含まれる魚介類を50%以上の場合

輸出可能

- ・魚介類が日本産であり、EU・HACCP認定施設で加工されていることが必要。
- ・政府が発行する衛生証明書の添付が必要
- ・輸入時に動物検疫が必要